

令和元年6月26日現在

機関番号：34314

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K21575

研究課題名(和文) 着床前診断をめぐる法的・倫理的問題 ドイツ・オーストリア・スイスの比較研究

研究課題名(英文) Legal and ethical issues on pre-implantation diagnosis-A comparative study of Germany, Austria and Switzerland-

研究代表者

三重野 雄太郎 (Mieno, Yutaro)

佛教大学・社会学部・講師

研究者番号：40734629

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究課題では、日本において着床前診断の法制化が必要ではないかとの問題意識から、ドイツ・オーストリア・スイスにおける法的・倫理的状况を確認し、そこから示唆を得て日本での立法化に向けた足掛かりを構築させた。

日本では、着床前診断は一定の範囲内で許容して良いと思われるが、遺伝病と関係のない単純な性選別、救世主兄弟を目的とした着床前診断は禁止すべきである。

また、現在の日本産科婦人科学会の会告では、重い遺伝病などといった抽象的な文言が用いられているが、これは、日本では学会の倫理委員会の審査制を採用していることと関係していると思われ、倫理委員会の判断である程度具体化できるように思われる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、法制度の紹介という観点ではなく、着床前診断をどのような要件の下で許容すべきか、こうした技術を規制すべき根拠は何かなどといった観点からドイツ・オーストリア・スイスの法制度を分析し、この論点に関わる文献を精読・検討した。これにより、こうした点について日本への示唆を導くことができた。

また、本研究では、日本で着床前診断に関して立法化に向けて、単に規制の必要性の有無にとどまらず、立法の内容に踏み込んだ具体的な提言を行った。

研究成果の概要(英文)：In this research project, we confirmed the legal and ethical situation in Germany, Austria and Switzerland from the awareness of the need for a legalization of pre-implantation diagnosis in Japan, and from that point we obtained suggestions and made it possible We built a foothold for

In Japan, pre-implantation diagnosis seems to be acceptable within a certain range, but simple sex selection not related to genetic disease, pre-implantation diagnosis for the purpose of the Savior Brothers should be prohibited.

In addition, in the current report of the Japanese Society of Obstetrics and Gynecology, abstract language such as severe genetic disease is used, but this is because Japan adopts the examination system of the ethics committee of a society. It seems to be related, and it seems that it can be embodied to some extent at the discretion of the ethics committee.

研究分野：法律学(刑法・医事法)、生命倫理学

キーワード：着床前診断 ドイツ オーストリア スイス 胚保護法 生殖医療法 倫理委員会

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

#### 1. 研究開始当初の背景

現代社会において、生殖医療技術の発達は目ざましく、体外受精、出生前診断、着床前診断、代理母など様々な技術が現実のものとなった。こうした技術は、不妊治療において従来自分たちの子どもを持つことを断念せざるをえなかった夫婦が子どもを持つ可能性を開くなど、社会に大きなメリットをもたらすものであるが、一方で様々な倫理的・法的問題が伴い、その許容性が問題となっている。それ故に、法的対応の必要性が高まっており、早急に立法化することが社会から求められていた。

そこで、本研究では、すでに立法がなされているドイツ・オーストリア・スイスの法制度及びそれに関する議論を参考にして、こうした生殖医療技術、とりわけ、近年様々な議論が進められている着床前診断について、法律で具体的にどのように規制するのか、とりわけ、完全に禁止することは妥当ではないが、どのような場合に許容されるか、など規制の具体的な内容について、法規範と生命倫理規範の関係を意識しながら検討し、PID をめぐる法規制のあり方について提言することとした。

#### 2. 研究の目的

本研究では、申請者のこれまでの研究で明らかとなった、PID を法律上原則として禁止しつつ、一定の要件の下で許容し、細かい手続については政令などで規定するのが妥当であるという点を前提としたうえで、すでに着床前診断を規制する立法がなされているドイツ、オーストリア、スイスの状況を参考にしながら、具体的にどのような要件を満たす場合に着床前診断を許容するのか、着床前診断を審査制にすることの当否、着床前診断を法律上規制することの根拠は何か、法律による規制が妥当なのかガイドラインのようなソフトローによる規制が妥当なのかといった点を明確化し、規制の具体的な内容や態様がいかにあるべきかを示すことを目的としてきた。

#### 3. 研究の方法

立法資料や学術文献などの資料精読を中心としたが、ドイツの着床前診断に関わる倫理委員会、オーストリア(の国の)生命倫理委員会、ゲッティンゲン大学の Gunnar Duttge 教授、グラーツ大学の Erwin Bernat 教授などこの問題に造詣の深い法学者、チューリッヒ大学産婦人科の Brigitte Leeners 教授など着床前診断に関わっている医師へのインタビュー調査も行った。

#### 4. 研究成果

本研究課題では、日本において着床前診断の法制化が必要ではないかとの問題意識から、ドイツ・オーストリア・スイスにおける法的・倫理的状况を確認し、そこから示唆を得て日本での立法化に向けた足掛かりを構築させた。

まず、ドイツ・オーストリア・スイスにおける着床前診断の許容要件について比較を行い 3ヶ国とも、子どもが遺伝性疾患にかかるリスクがある場合について着床前診断を許容する点、遺伝病に関係ない単なる性選別や救世主兄弟を目的とした着床前診断は認めていない点で共通していること、一方で、不妊を適応事由に挙げているのはオーストリアとスイスのみで、流産・死産のリスクを挙げているのはドイツとオーストリアのみであるということなどを明らかにした。

そのうえで、3ヶ国の状況から日本への示唆を導き出し、日本では、着床前診断は一定の範囲内で許容して良いと思われるが、遺伝病と関係のない単純な性選別、救世主兄弟を目的とした着床前診断は禁止すべきであること、現在の日本産科婦人科学会の会告では、重い遺伝病などといった抽象的な文言が用いられているが、これは、日本では学会の倫理委員会の審査制を採用していることと関係していると思われ、倫理委員会の判断である程度具体化できるように思われることなどを指摘した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 4 件)

三重野雄太郎「2015 年オーストリア生殖医療法改正—着床前診断の一部許容」

年報医事法学 33 号 (2018 年 8 月) 24 頁~30 頁

三重野雄太郎「旧薬事法 66 条 1 項にいう『記述』の意義」

鳥羽商船高等専門学校紀要 40 号 (2018 年 3 月) 1 頁~8 頁

三重野雄太郎「タトゥーを彫る行為の『医行為』該当性」

鳥羽商船高等専門学校紀要 40 号 (2018 年 3 月) 9 頁~16 頁

三重野雄太郎「着床前診断の法規制をめぐるドイツ・オーストリア・スイスの近時の動向」

生命倫理 27 巻 1 号 (2017 年 9 月) 96 頁~104 頁

〔学会発表〕(計 3 件)

三重野雄太郎「スイスにおける着床前診断をめぐる法的・倫理的問題」

第 31 回日本生命倫理学会年次大会 (2018 年 12 月)

三重野雄太郎「2015 年オーストリア生殖医療法改正」

日本医事法学会第 47 回研究大会 (2017 年 11 月)

三重野雄太郎「着床前診断の法規制をめぐるドイツ・オーストリア・スイスの近時の動向」

第 29 回日本生命倫理学会年次大会 (2016 年 12 月)

〔図書〕(計 2 件)

高橋則夫ほか編『判例特別刑法第 3 集』(2018 年 11 月・日本評論社)

執筆担当箇所：三重野雄太郎「改正前薬事法 66 条 1 項『記事の記述』該当性」(255 頁~264 頁)

甲斐克則ほか編『医事法辞典』(2018 年 10 月・信山社)

三重野執筆担当箇所：「義肢装具士法」(151 頁~152 頁)、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律<建築物衛生法>」(196 頁)、「着床前診断」(386 頁)、「胚保護法 (ドイツ)」(429 頁~430 頁)

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年：  
国内外の別：

取得状況 (計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等：なし

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。